

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会

定 款

(平成22年3月28日制定)

(平成22年12月14日施行)

(平成23年3月26日改正)

(平成23年7月27日施行)

(平成26年5月24日改正)

(平成28年7月26日施行)

(平成28年10月9日改正・施行)

(平成28年11月29日改正・施行)

(平成29年1月18日施行)

(平成29年5月11日改正・施行)

(平成29年6月28日施行)

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会（略称 パソコン学会，英文名 Japan Personal Computer Application Technology Society，英文略称 JPCATS，以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区渋谷2丁目7番13号ネオメット青山3階に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、広く一般市民を対象として、パーソナルコンピュータ利用技術に関する調査及び研究、普及啓発、情報の収集及び提供等を行うことにより、パーソナルコンピュータ利用技術に関する研究を盛んにし、また情報リテラシー（コンピュータを扱う基本的能力）の涵養を図ることで、我が国情報化社会の健全な発展と学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 学術，文化，芸術，又はスポーツの振興を図る活動

- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術的会合の開催事業
 - (2) 機関誌、論文集及び図書（以下「刊行物等」という）の刊行事業
 - (3) パーソナルコンピュータ利用技術に関する教育、指導事業
 - (4) 科学技術の専門分野に応じた研究分科会の設置と運営事業
 - (5) 研究教育機関及び諸産業との交流事業
 - (6) ホームページの開設・運営事業
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、次のその他の事業を行なう。
- (1) 刊行物等への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって法（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、以下同じ）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の維持に協力する個人及び団体
- (3) 特殊会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする研究教育機関
- (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、理事会で推薦された個人

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に、常任理事会において定める入会金を添えて、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員は、常任理事会において定める会費を前納しなければならない。

第9条 会員は本会への希望又は意見を評議員会に申し出てその審議を求めることができる。

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第11条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員等の職にある者が退会届を提出した場合は、その後任者が就任するまでは、その退会を保留することができるものとする。

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第13条 既納の入会金、会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。ただし、第7条第4項の場合はこの限りにあらず。

第4章 役員等

第14条 本会に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 3人以上50人以内
- (2) 評議員 2人以上40人以内
- (3) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、10人以内を常任理事とする。

3 常任理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

4 理事及び監事をもって法が規定する役員とする。

第15条 理事及び監事は、常任理事会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする）のうちから選任する。

2 評議員は、常任理事会において、理事又は監事以外の正会員（法人又は団体の場合に

あつては、会員代表者とする)のうちから選任する。

- 3 常任理事は、理事会において選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、常任理事に就任している者が第1項の規定により理事に選任された場合は、前項により常任理事に選任されたものとみなす。
- 5 会長及び副会長は、常任理事会において選任する。
- 6 役員（理事及び監事、以下この項において同じ）のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員等になることができない。
- 8 監事は、理事若しくは評議員又は本会の事務局長若しくは職員を兼ねてはならない。

第16条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長及び副会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長に事故があるときは、常任理事会において定めた順序により、その職務を代行し、会長が欠けたときは、同順序により、会長に就任する。
- 4 常任理事は、理事会から委任された事項を審議する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、会長の諮問に応じ、本会運営上の重要事項について会長に助言する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

第17条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員等の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員等が次の各号の一に該当するときは、常任理事会の審議を経て、当該役員等を解任することができる。

- (1) 病気等により職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員等たるにふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員等にあらかじめ通知するとともに、当該役員等に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 評議員が理事又は監事に選任された場合は、その職に就任したときに評議員を失職する。
- 4 役員等が法第20条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は第10条により会員の資格を喪失したときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当然失職する。

第19条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤の役員（理事及び監事、以下この項において同じ）については、役員総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、常任理事会で定める。

第20条 本会の業務は、理事の過半数をもって決する。

- 2 理事は、この定款に定めのある場合及び常任理事会が別に定める場合を除き、すべての行為の代理を他人に委任することができない。

第5章 会議

第21条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会及び評議員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、常任理事をもって構成する。
- 4 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって構成する。

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

(3) 合併

2 常任理事会は、この定款に別に定める事項のほか、以下の事項について審議する。

- (1) 理事会から委任された事項
- (2) 緊急に処理すべき事項
- (3) その他業務の執行に関するすべての事項

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 常任理事が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第16条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

4 常任理事会は、会長又は副会長が必要と認めた場合に開催する。

5 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第25条 本会の会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した電磁的方法により、開会の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会及び常任理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ常任理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4 前条第2項第2号又は第3項第2号の請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

第26条 総会、理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第24条第2項第3号により招集された臨時総会を開催したときは、その総会に出席した正会員のうちから議長を選出する。

第27条 総会は、第40条、第41条第1項第1号及び第43条に定める議事を議決する場合を含めて、構成員の10分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会及び常任理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第28条 総会、理事会及び常任理事会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 第40条、第41条第1項第1号及び第43条に定める議事についても前項の規定を適用する。

3 総会、理事会及び常任理事会においては、第25条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

第29条 各構成員の表決権は、平等なものとする。

2 各構成員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

3 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第30条 総会、理事会及び常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び理事会又は常任理事会にあつては構成員の氏名（電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印し、又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益

(6) 事業に伴う収益

(7) その他の収益

第32条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種類とする。

2 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本会の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) その他の事業会計

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第36条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、理事会の議決を経なければならない。

第37条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第38条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第39条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

第40条 この定款は、総会の議決を経て変更することができる。ただし、法第25条第

3項に規定する変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第41条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第42条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する特定非営利活動法人のうちから常任理事会で選定した者に譲渡するものとする。

第43条 本会が合併しようとするときは、総会の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 公告の方法

第44条 本会の公告は電子公告により行う。ただし、法第31条の10第1項及び法第31条の12第1項の規定による公告は官報に掲載して行う。

第9章 委員会と事務局

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、常任理事会で定める。

第46条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置くことができる。必要であれば所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、常任理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

第47条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、常任理事会で定める。

第48条 この定款の施行について必要な細則は、常任理事会で定める。

附 則 [平成22年3月28日]

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事	山下倫範	(会長)
理事	上山俊幸	(副会長)
理事	大谷重光	(副会長)
監事	木川 裕	
監事	高林茂樹	
- 3 本会の設立当初の評議員は、第14条第1項第2号の規定にかかわらず、本会の設立後最初に開催する理事会において選任する。
- 4 本会の設立当初の役員等の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日（評議員にあっては就任の日）から平成24年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 本会の設立当初の正会員の入会金及び年会費は、第7条第2項及び第8条の規定にかかわらず、それぞれ1,000円及び6,000円（設立当初の事業年度）とする。

附 則 [平成23年3月26日]

- 1 この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則 [平成26年5月24日]

- 1 この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則 [平成28年10月9日]

- 1 この定款は、改正の日から施行する。ただし、第40条の規定は、所轄庁の認証の日

から施行する。

附 則〔平成28年11月29日〕

- 1 この定款は、改正の日から施行する。

附 則〔平成29年5月11日〕

- 1 この定款は、改正の日から施行する。ただし、法第25条第3項に規定する変更は、所轄庁の認証の日から施行する。
- 2 この定款の施行前に改正前の定款の規定によって役員等に就任している者は、改正後の定款の相当の規定によって役員等に就任したものとみなす。
- 3 前項に規定する役員等の任期は従前のものとする。